

第10回トラック輸送における取引環境・労働時間改善島根県地方協議会 《 議事概要 》

1. 日 時

平成30年11月22日（木）13:30～15:30

2. 場 所

公益社団法人島根県トラック協会 2階研修室

3. 出席者

飯野 公央	島根大学法文学部 准教授
坂本 忍	島根県農業協同組合 常務理事
岡 貴之	ホシザキ株式会社島根工場 生産管理部生産管理課長（代理出席）
宮城 了三	公益社団法人島根県トラック協会 専務理事（代理出席）
杉井 健一	有限会社丸和運輸 運行管理部長（代理出席）
豊島 好文	日本通運株式会社松江支店 次長（代理出席）
加田 章	島根県交通運輸産業労働組合協議会 議長
青山 貴彦	島根県商工労働部中小企業課団体商業グループ グループリーダー（代理出席）
田村 和美	厚生労働省島根労働局 局長
村上 弘人	国土交通省中国運輸局自動車交通部 部長（代理出席）
原野 康寅	国土交通省中国運輸局島根運輸支局 支局長

4. 開 会（座長挨拶）

私は学生の頃、運送業のアルバイトをした経験がある。仕事はキツかったがやりがいの仕事であると同時に、世の中の物流を担っているのは、やはりトラック事業者であると実感したところ。

本日は質疑の時間も設けているので出席の皆様方から活発な議論・意見交換をお願いします。

5. 議 題

（1）議題1 働き方改革（改正労働基準法）について

《資料1》「働き方改革 ～一億総活躍社会の実現に向けて～」に基づき説明

（事務局）－省略－

（荷主企業）

今年度中に締結した36協定について、来年4月1日以降直ちに改正労働基準法が適用となるのか。例えば、来年1月1日に1年間の協定を結んだ場合、来年12月末までは旧法の適用で、その次の協定から改正労働基準法が適用となる理解でよいか。

(事務局)

その理解でよい。

(2) 議題2 トラック輸送における取引環境・労働条件改善中央協議会の概要について

《資料2》「第9回中央協議会配付資料(抜粋)」に基づき説明(事務局)ー省略ー

[質疑なし]

(3) 議題3 取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの概要について

《資料3》「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」に基づき説明

(コンサルタント会社)ー省略ー

(労働組合)

大手企業は別として、島根県においては中小の企業が多く、どう取り組めばよいか分からない。これをどう活用するかが課題である。

(コンサルタント会社)

本日用意したガイドラインに別様で1枚物のペーパーを添付しており、今回紹介できなかった事例等をURLにて案内している。そこには、農・水産物、鮮魚、金属機械工業品など取扱い品目毎に事例が整理されており、取引環境や長時間労働改善に向け参考となる情報が備わっている。

(労働組合)

今後、このガイドラインの具体的な周知・広報はどのように考えているのか。

(行政)

資料2の9ページ「ロードマップ」にあるとおり、今後、ガイドラインのセミナーを実施し、普及と周知の浸透を図って参りたいと考えている。また、協議会も今後5年度続くこともあり、その間、改訂など予想されることから都度柔軟に対応したい。

(行政)

各署とタイアップして取り組んで参りたい。

(運送事業者)

人手不足により、しっかりやるべき立場の者がガイドラインに取り組めない。しかしながら、行政に頼らず、自社自身が、何が必要なのか真剣に考えなければならない。運送業者に対し、トラック協会なりがもっと注意喚起してほしいし危機感を煽ってほしい。

(事業者団体)

トラック業界の団体としても、このガイドラインを場面、場面で活用し周知したいと考えている。

(4) 議題4 荷主等に向けたPRについて

《資料4》「荷主・一般向け広告(案)」に基づき説明(事務局)ー省略ー

○リーフレット1「トラックドライバーAさんの長〜い1日」

リーフレット2「もう運べません」 共通

(座長)

タイトルが「長い1日」「もう運べません」では、運送業界のマイナスイメージに繋がりがねないので、「このままでは市民生活が困難となります」とか「安心安全を維持するために」などとしてはどうか。

また、再配達の割合など数字を用いた表現がより効果的では。

○リーフレット1「トラックドライバーAさんの長〜い1日」に関して

(荷主企業)

丹島の代理として今回初めて出席させていただき、過去の経緯も分からないままお話しさせていただくことをご了承いただきたい。意見としては、荷主にどう協力してほしいのか分かりにくい。そもそも荷主ばかりに一方的に何かを求めるような内容はこの協議会の趣旨からしてどうなのか。あくまで荷主と運送業者がウィンウィン(win-win)の関係で議論すべきではないか。

(事務局)

平成28年度、29年度の2カ年のパイロット事業を行った結果、島根県においてもトラック事業者だけでは取引環境・長時間労働の改善は難しく、荷主も含めた協力が不可欠であると当協議会で結論づけたところであり、結果、下段の取り組みイメージとしている。

○リーフレット2「もう運べません」に関して

(荷主企業)

下段の「例えばこんな協力を」の3つのうち、「運賃の適正化にご協力」とあるが、文言のイメージがつかめない。

(事務局)

例えば、ネットスーパーなどで「送料無料」との記載を見かけるが、決して運送事業者は無料で配送している訳でなく、必ずそこには運送費が掛かっていることを国民に広く理解してもらうため、ある意味柔らかい表現で「運賃の適正化に理解」とした。

○今後の進め方に関して

(座長)

締め切りはいつ頃を予定しているか。

(事務局)

年度内にリーフレットの内容を固めたい。その後、荷主団体への周知であるとか、県民に対しては新聞の折込み広告もできるのではと考えている。

(座長)

終了の時間も近づいており議題4の質疑は終了します。

事務局は、このリーフレットの作り直しも視野に入れ、第2案を出すことでお願いしたい。

(5) 議題5 その他

[議題なし]

6. 閉会

(事務局)

次回第11回協議会の開催は、来年2月もしくは3月を予定し、後日、座長と調整のうえ委員にご案内する。

[作成：事務局]